

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年10月30日開催 (全国信用金庫協会)]

### 1. 令和7年台風第22号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年台風第22号に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。
- 当該災害等に関し、東京都内に災害救助法が適用されたことを受け、関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和7年台風第22号			
東京都	10月8日（10月8日）	関東財務局	10月9日

### 2. 2025事務年度の金融行政方針、監督・検査の方針について

- 2025事務年度の金融行政の基本的な方針を示した「金融行政方針」を2025年8月29日に公表した。
- 本方針に掲げた内容を含め、2025事務年度の協同組織金融機関に対する監督・検査の方針等について、3点御説明する。

#### （1. 監督・検査に係る体制の見直し等）

- 2025事務年度、金融庁は、専門的横断テーマのモニタリングを担当する部局を監督局長の下で総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課と横断モニタリング部局を、より一体的・効果的に運用する体制とした。
- また、2025事務年度は、金融庁に新たに、「地域金融モニタリング参事官」「協同組織金融モニタリング室」を設置した。

- 「地域金融モニタリング参事官」は、金融庁・財務局における地域銀行、協同組織金融機関に対するモニタリングを総括して、モニタリングの内容・方法・担当などについて各金融機関との総合調整を行う。
- 「協同組織金融モニタリング室」は、同参事官の指揮のもと、全国の協同組織金融機関のモニタリングの内容や方法等を総括する。具体的には、
  - ・ 財務データや各種リスクの状況及び動向の調査・分析を行うほか、
  - ・ 検査を含むモニタリングに関して、財務局の企画・立案・実施をサポート・指示・調整する。
- こうした体制の下で、金融機関毎のリスクプロファイルに基づき、対応すべき課題に優先順位を付け、より実効性のある監督・検査を計画的に実施していく。また、多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、金融庁より、これまで同様、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、様々な発信をすることになるが、発信に際しては、その位置付けが金融庁として特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にしていただければよい情報提供などのなど、性格を明確にすることに留意したい。性格が分からぬなどの疑問やお気づきのことがあれば、金融庁に直接御連絡いただきたい。
- なお、各金融機関に対する金融庁の接触の仕方等が、従来から大きく変わるものではなく、協同組織金融機関に対する一義的な監督・検査は、これまで同様、財務局等で実施することとなる。

## （2. 監督・検査の着眼点）

- 協同組織金融機関のモニタリングについては、引き続き、各協同組織金融機関の経営方針や経営環境、経営資源等を踏まえながら、市場リスクや流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢に加え、マネロン等の業態横断テーマも確認していく方針である。繰り返しになるが、各金融機関が取組むべき課題の優先順位等をより明確にし、実効性のあるモニタリングを行っていく。
- こうした中、2025 事務年度の重点事項として、
  - ・ 足元、一部の協同組織金融機関で不正融資や重大な法令違反が確認されたことも踏まえ、新たな体制の下で、協同組織金融機関の経営管理と

業務運営の適切性について、早期に課題を発見し、的確な対応を行う。

- ・ 「金利ある世界」へ移行する中、各協同組織金融機関における有価証券運用の状況やそれが財務の健全性に与える影響をしっかりと確認していく。
- くわえて、中央機関においては、協同組織金融機関間やほかの支援機関等との結束点として、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援をお願いしたい。

### (3. 事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進)

- 地域金融機関は、積極的な設備投資・デジタル化等による生産性向上や、事業承継による技術・顧客基盤の維持等に取り組む事業者をしっかりと支援することで、地域経済に貢献することが期待される。その役割を十分に発揮するためにも、金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要である。こうした観点を踏まえ、金融庁としては、「地域金融力強化プラン」の策定をはじめ、金融機関の取組を後押ししていくための施策を推進する。
- 各信用金庫に対しては、引き続き、各種ヒアリングや意見交換等を通じて、具体的・積極的な対応状況等についてお伺いする。

### 3. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入された。
- 制度開始以降、2025年6月末までに、金融機関101先から累計331件、約81億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていたくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

#### 4. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025年9月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（2025年9月28日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、2025年9月30日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遗漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めていいるところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

#### 5. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025年4月及び8月、全国信用金庫協会に対し、要請文を発出した。
- 具体的には、2025年5月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。
- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

#### 6. 「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の改訂について

- 身寄りのない方が亡くなられた際の火葬等の費用に遺留金を充当する場合の取扱いについては、厚生労働省及び法務省が、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）において示している。
- こうした中、2024年、厚生労働省が各金融機関に対して実施した遺留金引出しへの対応状況に係るアンケート調査において、地方公共団体が金融機関に提出する遺留金の払戻依頼書について、共通様式を定めることを求める意

見が多く寄せられた。

- このため、全国信用金庫協会にも御協力いただきながら、払戻の「様式案」を作成し、2025年7月、厚生労働省及び法務省が、当該「様式案」の提示を含む手引の改訂を行った。
- 各金融機関においては、当該「様式案」も活用しながら、引き続き、地方公共団体における身寄りがない方が亡くなられた場合の預貯金引出しに係る事務に關し、手引に沿った適切な対応をお願いしたい。

#### **7. インターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文について**

- 預貯金口座の不正利用等防止に關しては、各金融機関において対策を進めさせていただいているが、特殊詐欺等の金融犯罪被害は足元高止まりしている状況にある。
- 特に、振込を悪用した特殊詐欺等においては、被害額の過半（注）がインターネットバンキングを利用した振込によるものであり、こうした手口への更なる対策の強化が急務である。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月に警察庁と連名で要請した「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」に關して、インターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を追加し、改めて対策の強化を要請した。
- 金融機関においては、要請内容も踏まえ、金融犯罪対策に關して、引き続き主体的・積極的な取組をお願いしたい。

（注）2025年上半期のインターネットバンキングを悪用した振込型詐欺の被害額（暫定値）

- ・ 特殊詐欺：220.2億円（振込型全体の被害額369.8億円）
- ・ SNS型投資詐欺：200.1億円（振込型全体の被害額266.4億円）
- ・ SNS型ロマンス詐欺：97.3億円（振込型全体の被害額142.1億円）

#### **8. REVICareer（レビキャリ）への登録と「まず1件」運動について**

- レビキャリの登録金融機関数が200機関を超え、そのうち信用金庫の登録は92機関に至っているところ、2025年度も特に信用金庫の登録を多くいただいており、改めて感謝申し上げる。信用金庫単独で人材マッチング業務を行うことが困難である場合でも、レビキャリは人材紹介会社と提携した共同

登録も受け付けているので、まだ登録いただいていない信用金庫については、登録をお願いしたい。

(参考) 2025年9月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計5,339人、登録金融機関数：205機関、マッチング件数：259件

- また、2025年9月末時点で成約実績がある金融機関は登録機関数の半数以下にとどまっており、取組には濃淡がある状況である。これまでのケースでは、1件でも成約実績を得ることでノウハウが蓄積され、次の成約につながっていくことが傾向としてうかがえるため、金融庁としては、「まず1件」の成約を早期に獲得することを目指していただくことが重要と考える。既に御登録いただいた信用金庫においては、信用金庫内各支店と連携をとりつつ、取引先が求める人材ニーズの深堀りを行い、「まず1件」の成約につなげていただきたい。

#### **9. 「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「地方創生2.0基本構想」を踏まえた兼業・副業の普及・促進について**

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「地方創生2.0基本構想」において、希望する職員の副業・兼業が可能となるよう、就業規則の改定を促進することを含め、必要な環境整備を進めていくとしている。

(参考) 2021年6月、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組を進めることについて、金融庁から各業界団体に対して、会員金融機関へ周知依頼を実施した。

- 多様な働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員のキャリア選択肢の拡大や、専門人材の確保、新たなビジネス機会の創出など、職員・金融機関双方にとって有意義な効果が期待され、顧客支援・地域貢献に寄与するものである。このため、希望する職員が安心して兼業・副業に取組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要である。
- 現状、兼業・副業制度の導入は、着実に進展しているものの、規程が整備されていない金融機関も一定数見られる。全国信用金庫協会においては、引き続き会員信用金庫に対し、就業規則等の改正を含め、兼業・副業を可能とする環境整備を進めていただくよう促していただきたい。

(参考)兼業・副業制度の導入状況

信用金庫の兼業・副業制度導入行は、2022年3月時点の11庫から、2025年3月時点の71庫に増加している。

## 10. 企業価値担保権の実装に向けた取組について

- 2026年5月25日の事業性融資推進法施行に向けて、当面の間、企業価値担保権の実装に向けた環境整備に取り組む。
- その取組の一環として、積極的・先進的な取組を進めようとする金融機関同士の勉強会を開催している。
- 勉強会は、具体的な案件も念頭に自由な意見交換を行う場とするため、非公開としているが、これまでの会合（2025年9月及び10月）において、必要なタスクの洗い出しや、今後深く議論する必要があるテーマの選定を行った。
- このような勉強会も通じて、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとする方々においては、ぜひ金融庁までお知らせいただきたい。

## 11. NISA口座の利用状況調査

- 2025年9月24日（水）、NISA口座の利用状況調査（2025年6月末版）を公表した。NISA口座数は、約2696万口座、総買付額は約63兆円となった。
- NISA口座の利用状況調査は、2024年までは年4回（3月末、6月末、9月末、12月末）実施していたが、2025年以降は年2回※（6月末、12月末）としており、引き続き御協力をお願いしたい。

※2025年3月末時点調査は臨時に実施したもの。

## 12. 令和8年度税制改正要望について

- 2025年8月29日、令和8年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、
  - ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISAに係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
  - ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
  - ・ 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の

## 手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」

を要望している。

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、信用金庫業界においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

### 13. 10月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025年10月15日から16日にかけて、米国ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に公表された議長総括及び成果物を踏まえ、金融関連の主な論点を御紹介する。

- ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準を実施することの重要性が再確認されたほか、過去15年間のG20金融改革の実施をレビューした金融安定理事会(FSB)の中間報告書が公表された。同報告書では、バーゼルⅢなどの重要な改革の実施が不完全であり、実施の遅れと法域間の不整合性がグローバル金融システムにとってのリスクとなっている点を指摘している。
- ・ また、暗号資産及びグローバル・ステーブルコイン(GSC)に関するFSBのグローバルな規制枠組の実施の進捗を評価するピア・レビュー報告書が公表された。規制整備が遅れている法域が多い中、日本は、EUや香港と並んで、暗号資産・ステーブルコインの両分野において規制整備が完了しているとの高い評価を受けている。ステーブルコイン発行者に対するストレステストの不実施など、指摘を受けた部分については、今後の規制・監督上の検討に役立っていく。
- ・ ノンバンク金融仲介(NBFI)に関しては、ヘッジファンドなどを含むNBFIのデータの課題及び脆弱性に対処するためのFSB及び基準設定主体(SSBs)による作業が支持された。
- ・ クロスボーダー送金に関しては、G20ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。
- ・ サステナブル・ファイナンスに関しては、サステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)共同議長による報告書を支持し、その結果と自主的な提言が歓迎された。また、気候への強靭性の移行計画への統合や自然災害の保険補償ギャップへの対処、災害リスクファイナンスの拡充などが奨励さ

れた。

- 2025年12月より米国がG20議長国を務める予定である。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

#### 14. 「金融庁AI官民フォーラム」（第2回）開催報告

- 金融分野におけるAIの健全な利活用を後押しするため、金融庁では、金融機関やIT事業者等の関係者を交え、AIの活用事例や課題をオープンに議論する場として「金融庁AI官民フォーラム」を開催している。
- 2025年9月18日に開催された第2回フォーラムではデータマネジメントについて、有識者によるプレゼンテーションやパネルディスカッションを行った。フォーラムの模様はYouTubeでアーカイブ配信されているので、御覧いただきたい。
- 第3回以降のフォーラムでは、AIの利活用時の規制対応上の考慮やAIに係る投資・人材育成面での対応などについても議論を行う予定である。引き続き、積極的にフォーラムに参加いただきたい。

（以上）